㈡　税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討することとした。

㈢　この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、一及び二の消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、㈠及び㈡の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとした。

2　所得税に係る措置（附則第二〇条関係）

所得税については、格差の是正及び所得再分配機能の回復の観点から、最高税率の引上げ等による累進性の強化に係る具体的な措置について検討を加え、その結果に基づき、平成二四年度中に必要な法制上の措置を講ずることとした。

3　資産課税に係る措置（附則第二一条関係）

資産課税については、格差の固定化の防止、老後における扶養の社会化の進展への対処等の観点からの相続税の課税ベース、税率構造等の見直し及び高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点からの贈与税の見直しについて検討を加え、その結果に基づき、平成二四年度中に必要な法制上の措置を講ずることとした。

4　施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成二六年四月一日から施行することとした。

―――――――――

◇社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（法律第六九号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　地方消費税の税率を次のとおり引き上げることとした。（第七二条の八三関係）

㈠　平成二六年四月一日から六三分の一七（消費税率換算一・七パーセント）

㈡　平成二七年一〇月一日から七八分の二二（消費税率換算二・二パーセント）

2　直前の課税期間の確定消費税額が四八万円（一年分）以下であることにより消費税に係る中間申告義務のない事業者が、消費税に係る中間申告書を提出する旨の届出書を提出した場合には、その提出期限までに、当該中間申告書に記載された金額、当該金額に六三分の一七（平成二七年一〇月一日から七八分の二二）を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を道府県の知事に提出し、その申告した金額に相当する譲渡割を当該道府県に納付しなければならないものとすることとした。（第七二条の八七関係）

3　道府県は、地方消費税の清算を次のとおり行うものとすることとした。（第七二条の一一四関係）

㈠　当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び国から払い込まれた貨物割の納付額の合算額の一七分の一〇（平成二七年一〇月一日から二二分の一〇）に相当する額から国に支払った徴収取扱費の額に相当する額を減額した額について、地方消費税の清算を行う。

㈡　㈠の合算額の一七分の七（平成二七年一〇月一日から二二分の一二）に相当する額について、地方消費税の清算を行う。

㈢　道府県は、3の㈡の清算後の額の二分の一に相当する額を、当該道府県内の市町村に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口で按分して交付するものとした。（第七二条の一一五関係）

5　道府県は3の㈡の清算後の額から4により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、市町村は4により道府県から交付を受けた額に相当する額を、それぞれ消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。）に要する経費に充てるものとすることとした。（第七二条の一一六関係）

二　地方交付税法の一部改正関係

消費税の収入額に対する地方交付税の率を次のとおり変更することとした。（第六条関係）

㈠　平成二六年度から二二・三パーセント（消費税率換算一・四〇パーセント）

㈡　平成二七年度から二〇・八パーセント（消費税率換算一・四七パーセント）

㈢　平成二八年度から一九・五パーセント（消費税率換算一・五二パーセント）

三　その他（附則関係）

地方消費税率の引上げに当たっての措置を次のとおり講ずることとした。（附則第一九条関係）

㈠　地方消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二三年度から平成三二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

㈡　税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。

㈢　この法律の公布後、地方消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、一の1の㈡及び㈡の地方消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、㈠及び㈡の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

四　三は公布の日から、二の㈡は平成二七年四月一日から、一の1の㈡は同年一〇月一日から、二の㈢は平成二八年四月一日から、その他は平成二六年四月一日から施行することとした。

―――――――――